

岩手県告示第294号

令和3年3月10日付け官報第448号登載保安施設地区の指定をする件（令和3年農林水産省告示第367号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和3年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安施設地区の指定に係る通知の要旨

(1) 保安施設地区の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱58号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱58号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱59号から標柱73号までを順次結んだ線及び標柱59号と標柱73号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱26号、標柱74号、標柱75号を順次結んだ線及び標柱26号と標柱75号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮古市白浜第1地割108の16、109の3

(2) 所在が不明である通知の相手方 下川健一、下川政規、中村長之助、中村徳松、中村壽、中村ヒヤ、中村フサ、中村又右エ門、中村学、濱崎圭一、濱田才治、濱田修一、濱田信夫、濱田仁、濱田フサ

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。